

」に、「特例基準割合」とは、各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示するを「延滞金特例基準割合」とは、租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付」に、

「◎ この賦課決定について不服がある場合は、不服の内容がを価格に関するものについては、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に宇治市固定資産評価審査委員会に対して、文書で審査の申出をすることができます。また、固定資産の価格を除く賦課処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に宇治市長に対して、文書で異議申立てをすることができます。

審査の申出又は異議申立てに対する決定について不服がある場合は、その決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に宇治市を被告として(宇治市長が被告の代表者となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査の申出があつた日から30日又は異議申立てがあつた日から3箇月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。」

「◎ 固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合は、この通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3月以内に宇治市固定資産評価審査委員会に対して文書で審査の申出をすることができます。」

(裏)

(教示)

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に宇治市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、宇治市を被告として(宇治市長が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記様式第87号の2を次のように改める。

◎ 固定資産の価格の決定を除く賦課処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に宇治市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、宇治市を被告として(宇治市長が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

改める。

別記様式第78号の(表)中「この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に宇治市長に対して異議申立てをすることができます。」を削り、「京都府宇治市長」を「宇治市長」に改め、同様式の(裏)を次のように改める。

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別記様式第51号の（表）及び別記様式第52号の（表）の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税及び府民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税及び府民税については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に改正前の宇治市市税条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

（揭示済）

告 示

宇治市告示第3号

公印の新調及び廃止について

次のとおり公印を新調し、及び廃止したので、宇治市公印規則（平成7年宇治市規則第6号）第8条第3項の規定により、告示します。

令和3年1月15日

宇治市長 松村 淳子

新調

公印の名称	使用区分	使用開始年月日	印影
宇治市印	住民基本台帳カード及び個人番号カード並びに在留カード及び特別永住者証明書専用	令和2年12月18日	

廃止

公印の名称	使用区分	使用廃止年月日	印影
宇治市印	住民基本台帳カード及び個人番号カード並びに在留カード及び特別永住者証明書専用	令和2年12月18日	

宇治市告示第4号

公印の新調及び廃止について

次のとおり公印を新調し、及び廃止したので、宇治市公印規則（平成7年宇治市規則第6号）第8条第3項の規定により、告示します。

宇治市告示第7号

指定特定相談支援事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定により、指定特定相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第2項第1号及び宇治市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する要綱（平成24年宇治市告示第48号）第5条の規定により次のとおり告示します。

令和3年1月15日

宇治市長 松村 淳子

事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	指定年月日	サービスの種類
	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の所在地		
26312 01130	株式会社M	相談支援事業所 make	令和3年 1月1日	計画相談 支援
	宇治市木幡南105番地の5	宇治市五ヶ庄折坂21-120 松村化成ビル1階		

令和3年1月15日

宇治市長 松村 淳子

新調

公印の名称	使用区分	使用開始年月日	印影
宇治市長印	戸籍簿記載専用	令和2年12月19日	

廃止

公印の名称	使用区分	使用廃止年月日	印影
宇治市長印	戸籍簿記載専用	令和2年12月19日	

宇治市告示第5号

電子印の登録及び廃止について

次のとおり電子印を登録し、及び廃止したので、宇治市公印規則（平成7年宇治市規則第6号）第12条第3項の規定により、告示します。

令和3年1月15日

宇治市長 松村 淳子

登録

電子印登録番号	名称	番号	使用区分	使用開始年月日	印影
126	宇治市長印	19	昭和改製原戸籍 平成改製原戸籍 除籍	令和2年 12月19日	

廃止

電子印登録番号	名称	番号	使用区分	使用廃止年月日	印影
100	宇治市長印	19	昭和改製原戸籍 平成改製原戸籍 除籍	令和2年 12月19日	

宇治市告示第6号

自動車臨時運行許可番号標の失効について

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので告示します。

令和3年1月15日

宇治市長 松村 淳子

臨時運行許可番号標番号	失効年月日	貸与年月日
京都 681 宇治	令和3年1月15日	令和2年3月18日

宇治市告示第8号

指定障害児相談支援事業者の指定について
 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定により、指定障害児相談支援事業者を指定したので、同法第24条の37第1号及び宇治市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する要綱（平成24年宇治市告示第48号）第5条の規定により次のとおり告示します。
 令和3年1月15日

宇治市長 松村 淳子

事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	指定年月日	サービスの種類
	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の所在地		
26712 00406	株式会社M	相談支援事業所 make	令和3年 1月1日	障害児相談支援
	宇治市木幡南山105番地の5	宇治市五ヶ庄折坂21-120 松村化成ビル1階		

訓令甲

宇治市訓令甲第13号

宇治市職員時間外勤務及び休日勤務取扱規程を次のとおり定める。

令和2年12月28日

宇治市長 松村 淳子

宇治市職員時間外勤務及び休日勤務取扱規程

宇治市職員時間外勤務及び休日勤務取扱規程（昭和27年宇治市訓令甲第5号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。以下同じ。）の時間外勤務及び休日勤務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（時間外勤務等の命令）

第2条 所属長は、職員に時間外勤務又は休日勤務（以下「時間外勤務等」という。）を命ずるときは、当該職員の時間外勤務等に服する日時、勤務内容等を時間外勤務・休日勤務命令簿（別記様式）に記録しなければならない。

（時間外勤務等の復命）

第3条 前条の規定により時間外勤務等を命ぜられた職員は、翌勤務日に時間外勤務等に服した日時、勤務内容等を所属長に復命しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別記様式の規定は、この規程の施行の日以後の時間外勤務及び休日勤務について適用し、同日前の時間外勤務及び休日勤務については、なお従前の例による。

別記様式（第2条関係）

時間外勤務・休日勤務命令簿（ 年 月分）

日	曜日	休日区分	勤務状況			勤務内容	振替日	振替区分	所属長命令印	時間外	時間外	時間外	休日	時間外	時間外	振替	夜間	60時間超過			超勤代休 (代替休職)			手当科目	集計年月
			5	1	3					2	4	3	2	時間外		休日	振替	5		2		1			
			0	2	3					3	5	6	5	5	1	1	5	0	5	5	0	5	5		
			勤務時刻	休憩時刻	勤務時間				—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1	1	1	1	所属	
									0	5	5	5	0	0	0	5	5	5	7	5	0	—	—	会計	
									—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	5	0	—	—	—	款項目	
									1	1	1	1	1	1	1	1	1	—	—	—	1	1	1		
									0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0		
									0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

監 査 委 員

宇治市監査委員
森 真二
松岡 ゆかり
鳥居 進

宇治市監査委員公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和2年12月24日

- 1 監査の結果を公表した日
令和2年9月25日（宇治市監査委員公表第12号）
- 2 当該通知に係る事項
次のとおり。

監査対象 都市整備部 歴史まちづくり推進課
監査期間 令和2年6月8日 ～ 令和2年7月29日

監査結果（指摘事項）		措置状況等（改善内容）
1	補助金交付要綱の定めと実際の申請時期との齟齬	補助金交付要綱の定めと実際の申請時期との齟齬が見受けられた点については、要綱の定め方に課題があることから、齟齬の解消を図るため所要の改正を行いました。今後は、例規に基づく適切な事務処理を行うとともに、事務手続の根拠となる例規の点検に努めます。

（揭示済）

宇治市監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和3年1月4日

宇治市監査委員
森 真二
松岡 ゆかり
鳥居 進

第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

令和2年度の公営企業上下水道部の財務に関する事務のうち、次の項目について監査を実施した。

- 水道料金及び公共下水道使用料収入状況（営業課、水道総務課）
- 委託料支出状況（水道総務課、営業課、配水課、水管理センター、下水道計画課）
- 工事請負費支出状況（配水課、水管理センター、水道総務課、下水道計画課）
- 賃借料支出状況（工務課、水道総務課）
- 備品管理状況（水道総務課）

第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務が関係法令にのっとり行われているかどうか、部局に特有な事務事業に関し、経済性、効率性、有効性等が図られているかどうかに着目し、抽出して実施した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、公営企業上下水道部水道総務課、営業課、工務課、配水課、水管理センター及び下水道計画課における事務事業のうち、主として令和2年4月1日から令和2年8月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和2年10月2日から10月30日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、同年11月20日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果は、下記のとおりおおむね適正であった。今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

記

1 水道総務課

- (1) 委託料支出状況について
適正に処理されていた。
- (2) 備品管理状況について
適正に管理されていた。

2 営業課・水道総務課

- (1) 水道料金及び公共下水道使用収入状況について
適正に処理されていた。
- (2) 委託料支出状況について
適正に処理されていた。

3 工務課・水道総務課

- (1) 委託料支出状況について

適正に処理されていた。

- (2) 賃借料支出状況について
適正に処理されていた。

4 配水課・水道総務課

- (1) 委託料支出状況について
適正に処理されていた。
- (2) 工事請負費支出状況について
適正に処理されていた。

5 水管理センター・水道総務課・下水道計画課

- (1) 委託料支出状況について
適正に処理されていた。
- (2) 工事請負費支出状況について
適正に処理されていた。

（揭示済）